

新潟市市税等過誤納金の還付事務要領

(趣旨)

- 1 この要領は、市税等の過誤納金及び還付加算金（以下「過誤納金」という。）の還付事務について、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則及び新潟市財務規則に規定しない事務の取扱を定める。

(還付方法)

- 2 過誤納金の還付方法は、新潟市財務規則第 8 8 条に基づく口座振替払による。ただし、特段の事情がある場合、同規則第 1 1 3 条に規定する現金払、又は同規則第 1 1 5 条に規定する隔地払により還付するものとし、その取扱は同規則の各条の規定による。

(還付口座の照会と申出)

- 3 還付口座の照会は、還付の対象者（以下「対象者」という。）に還付を通知する際、「過誤納金の還付口座申出書」により照会するものとする。ただし、過誤納金の税目を口座振替の方法で納付している場合はその振替口座に、法人市民税等の申告税において確定申告書等に還付口座を記載している場合はその口座に振り込むものとする。

また、対象者は、市が指定する方法により還付口座を申し出るものとする。

(還付口座の登録と再利用)

- 4 申出のあった還付口座は、該当税目の還付口座として登録し過誤納金を振り込むとともに、登録した日から起算して 5 年を限度として還付口座を再利用する。ただし、次に該当する場合は還付口座の登録は行わないものとする。

- ・ 対象者名義以外の還付口座
- ・ 再利用に同意しない還付口座

(還付口座の登録削除)

- 5 次に該当する場合は、登録した還付口座を削除するものとする。
 - ・ 対象者から削除の申出があった場合
 - ・ 還付口座を登録した日から起算して 5 年を経過した場合

(その他)

- 6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

様式

新潟市では、過誤納金が生じた際に速やかに還付処理するため、還付口座の登録を行っています。

つきましては、下記の「還付口座の取扱い」についてご同意いただきますようお願いいたします。
なお、同意の有無に関わらず、「過誤納金還付（充当）通知書」を送付いたします。

還付口座の取扱い

今後、同じ税目に過誤納金が発生したときは、表面の「過誤納金の還付口座申出書」に記載いただいた口座を還付口座として5年を限度として利用いたします。

（納税義務者本人が死亡した場合（法人の場合は解散等）、及び別人口座を申出する場合は除きます。）

このことについて、同意されない方のみ、「同意しない」にチェックをお願いします。

☐ 同意しない

（注意事項）

法人市民税と事業所税の過誤納金の還付において、別に確定申告書等に還付口座の記載がある場合、当該口座を還付口座として利用いたします。

【お問い合わせ先】

新潟市

電話